

令和 7 年 11 月

熊本県議会定例会議案

(条例等関係)

熊 本 県

議案目録

第 8 号	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	(1)
第 9 号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	(3)
第 10 号	熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提 供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	(5)
第 11 号	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一 部を改正する条例の制定について	(6)
第 12 号	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一 部を改正する条例の制定について	(8)
第 13 号	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び熊 本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	(10)
第 14 号	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例等の一部を 改正する条例の制定について	(12)
第 15 号	熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	(13)
第 16 号	熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につ いて	(15)
第 17 号	熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について	(16)
第 18 号	熊本県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例の制定につ いて	(20)
第 19 号	財産の取得について	(21)
第 20 号	令和 7 年度災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の経費に対する 町負担金（地方財政法関係）について	(22)
第 21 号	工事請負契約の変更について	(23)
第 22 号	工事請負契約の変更について	(24)
第 23 号	工事請負契約の変更について	(25)
第 24 号	工事請負契約の締結について	(26)
第 25 号	工事請負契約の締結について	(27)
第 26 号	工事請負契約の締結について	(28)
第 27 号	工事請負契約の変更について	(29)
第 28 号	工事請負契約の変更について	(30)

第 29 号	当せん金付証票の発売について	(31)
第 30 号	指定管理者の指定について	(32)
第 31 号	指定管理者の指定について	(33)
第 32 号	指定管理者の指定について	(34)
第 33 号	指定管理者の指定について	(35)
第 34 号	指定管理者の指定について	(36)
第 35 号	指定管理者の指定について	(37)
第 36 号	指定管理者の指定について	(38)
第 37 号	指定管理者の指定について	(39)
第 38 号	指定管理者の指定について	(40)
第 39 号	指定管理者の指定について	(41)
第 40 号	専決処分の報告及び承認について	(42)
第 41 号	専決処分の報告及び承認について	(43)
第 42 号	専決処分の報告及び承認について	(44)
第 43 号	専決処分の報告及び承認について	(45)
第 44 号	専決処分の報告及び承認について	(46)
第 45 号	専決処分の報告及び承認について	(47)
第 46 号	専決処分の報告及び承認について	(48)
第 47 号	専決処分の報告及び承認について	(49)
第 48 号	専決処分の報告及び承認について	(50)

報 告 目 錄

報告第 1 号	専決処分の報告について	(51)
報告第 2 号	専決処分の報告について	(52)
報告第 3 号	専決処分の報告について	(53)
報告第 4 号	専決処分の報告について	(54)
報告第 5 号	専決処分の報告について	(55)
報告第 6 号	専決処分の報告について	(56)

第 8 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成 11 年熊本県条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 号事務の欄中「（昭和 29 年法律第 199 号）」を「（昭和 29 年法律第 119 号）」に、「第 29 号」を「第 30 号」に改め、同表第 13 号事務の欄中「第 60 号」を「第 62 号」に改め、同表第 16 号事務の欄(6)中「(13)」を「(14)」に改め、同欄(10)中「(13)」を「(14)」に改め、同欄(13)中「(12)」を「(13)」に改め、同欄中(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)の次に次のように加える。

（12） 法第 51 条第 3 項の規定による違反転用者等に係る公表に関する事務（(11)に掲げる事務に係るものに限る。）

別表第 16 号市町村等の欄中「熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市」を「各市」に改め、同表第 22 号事務の欄(4)中「昭和 24 年法律第 181 号。」を削り、同表第 45 号市町村等の欄中「八代市」の次に「、荒尾市」を加える。

附 則

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 4 号事務の欄、第 13 号事務の欄、第 16 号市町村等の欄及び第 22 号事務の欄の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際この条例による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為（いずれも施行日以後において新条例別表市町村等の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに限る。）は、施行日以後においては、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

（提案理由）

熊本県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとしたこと等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 9 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 7 年 1 月 28 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成 12 年熊本県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 9 3 号の 2 中「若しくは政治資金監査報告書」を「、政治資金監査報告書若しくは確認書」に改め、同項第 6 1 6 号の 2 の次に次の 1 号を加える。

(616)の 3 政党助成法（平成 6 年法律第 5 号）第 3 2 条第 5 項の規定に基づく支部報告書、支部総括文書又は監査意見書（以下「支部報告書等」という。）の写しの交付
支部報告書等の写しの交付手数料 別表第 2 5 の 2 に掲げる区分に応じた額

別表第 7 の 2 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をコンパクトディスクに複写したものの交付の項区分の欄中「コンパクトディスク」を「光ディスク（日本産業規格 X 0 6 0 6 及び X 6 2 8 1 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。）」に改め、同項金額の欄中「コンパクトディスク」を「光ディスク」に改め、同表に次のように加える。

スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 6 2 4 1 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。）に複写したものの交付	光ディスク 1 枚につき 1 2 0 円に当該少額領収書等の写し又は収支報告書等の用紙 1 枚ごとに 1 0 円を加えた額
---	---

別表第 2 5 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 5 の 2（第 2 条第 1 項第 6 1 6 号の 3 関係）

区分	金額
複写機により用紙に複写したものの交付	用紙 1 枚につき 1 0 円
スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 0 6 0 6 及び X 6 2 8 1 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが	光ディスク 1 枚につき 1 0 0 円に当該支部報告書等の用紙 1 枚ごとに 1 0 円を加えた額

可能なものに限る。以下この項において同じ。)に複写したものの交付	
スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき120円に当該支部報告書等の用紙1枚ごとに10円を加えた額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和9年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 政治資金規正法の一部を改正する法律(令和6年法律第64号)附則第5条第4項の場合におけるこの条例による改正後の熊本県手数料条例第2条第1項第93号の2の規定の適用については、同号中「収支報告書、」とあるのは「収支報告書、住所限定報告書(政治資金規正法の一部を改正する法律(令和6年法律第64号)附則第5条第4項の規定により政治資金規正法第12条第1項又は第17条第1項の規定による報告書に併せて提出された書面をいう。)、」とする。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

- 3 熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)の一部を次のように改正する。
別表第1手数料の項中第561号の3を第561号の4とし、第561号の2を第561号の3とし、第561号の次に次の1号を加える。

561の2 支部報告書等の写しの交付手数料

(提案理由)

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)等の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 10 号

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1中3の項及び4の項を削り、5の項を3の項とし、6の項を削り、7の項を4の項とし、8の項を5の項とし、9の項を6の項とし、10の項を削り、11の項を7の項とし、12の項から14の項までを4項ずつ繰り上げる。

別表第2中10の項を削る。

別表第3中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 11 号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年熊本県条例第 75 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項前段中「左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査(母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に改め、同項後段中「健康診断」を「健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診査又は臨時の健康診断
-------------	--------------------------------------

(熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 2 条 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成 24 年熊本県条例第 82 号)の一部を次のように改正する。

第 34 条第 2 項前段中「左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査(母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に改め、同項後段中「健康診断」を「健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児(第 41 条第 4 項において「乳幼児」という。)に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診査又は臨時の健康診断
--	--

(熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 3 条 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成 24 年熊本県条例第 83 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項第 3 号中「幼児()の次に「第 28 条第 2 項の表、」を加える。

第 28 条第 2 項前段中「左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査(母子保健法

(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に改め、同項後段中「健康診断」を「健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査	入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-------------	--------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)等の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 12 号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

(1) 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年熊本県条例第 75 号)第 10 条

(2) 熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和 7 年熊本県条例第 13 号)第 13 条

(熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 2 条 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成 24 年熊本県条例第 83 号)の一部を次のように改正する。

第 42 条第 1 項中「法第 33 条の 10 各号」を「、法第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

(熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年熊本県条例第 58 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待等の禁止)

第 3 条の 2 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、法第 27 条の 2 第 1 項各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第 5 条第 3 項中「第 15 条の 2 第 1 項」を「第 15 条第 1 項」に改める。

第 15 条を削り、第 15 条の 2 を第 15 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)等の一部改正に伴い、関係規定を整理する必

要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 13 号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成 24 年熊本県条例第 75 号) の一部を次のように改正する。

第 27 条第 5 項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。
第 29 条第 1 項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(2)の 2 児童福祉法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 11 号) 第 5 条の 2 の 8 に規定するこども家庭ソーシャルワーカー (以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。) の資格を有する者

第 29 条第 1 項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改める。

第 37 条第 1 項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(2)の 2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第 37 条第 1 項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改める。

第 38 条第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(4)の 2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第 59 条第 3 項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第 60 条第 1 項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(2)の 2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第 60 条第 1 項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改める。

第 61 条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(3)の 2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第 97 条第 6 項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第 98 条第 1 項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(2)の 2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第 98 条第 1 項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改める。

第 105 条第 3 項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削

る。

第106条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第106条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第107条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第108条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例)

第2条 熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和7年熊本県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第21条第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準(令和6年内閣府令第27号)の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 14 号

障害のある人も共に生きる熊本づくり条例等の一部を改正する条例の制定について

障害のある人も共に生きる熊本づくり条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

熊本県知事 木村 敬

障害のある人も共に生きる熊本づくり条例等の一部を改正する条例

(障害のある人も共に生きる熊本づくり条例の一部改正)

第 1 条 障害のある人も共に生きる熊本づくり条例(平成 23 年熊本県条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 号中「同条第 18 項」を「同条第 19 項」に、「同条第 17 項」を「同条第 18 項」に改める。

(熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 2 条 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成 24 年熊本県条例第 76 号)の一部を次のように改正する。

第 161 条の 9 中「第 42 条まで」の次に「、第 43 条の 2」を加える。

第 209 条第 1 項中「第 159 条の 4」の次に「、第 161 条の 9」を加える。

(熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年熊本県条例第 78 号)の一部を次のように改正する。

第 60 条の 8 中「第 32 条の 2」を「第 32 条の 3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)等の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 15 号

熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例

熊本県漁港管理条例（昭和37年熊本県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「掘さく」を「掘削」に改める。

第11条の2第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第15条第4項ただし書中「責」を「責め」に改める。

別表第1使用料の項中「5円17銭」を「5円61銭」に、「1,331円」を「1,452円」に、「2,013円」を「2,200円」に、「3,014円」を「3,300円」に、「231円」を「253円」に、「110円」を「121円」に、「2円42銭」を「2円64銭」に、「91,471円」を「100,100円」に、「22円77銭」を「24円97銭」に改め、同表占用料の項中「680円」を「740円」に、「970円」を「1,060円」に、「100円」を「110円」に、「190円」を「210円」に改める。

別表第2占用料の項中「85円」を「90円」に、「165円」を「175円」に、「340円」を「360円」に、「55円」を「60円」に、「60円」を「65円」に、「9円」を「10円」に、「80円」を「85円」に、「140円」を「150円」に、「735円」を「775円」に、「440円」を「465円」に、「1,770円」を「1,870円」に、「1,065円」を「1,125円」に、「135円」を「145円」に、「1,315円」を「1,390円」に、「95円」を「100円」に、「90円」を「95円」に改める。

附則第3項を削る。

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項、第11条の2第2号及び第15条第4項ただし書の改正規定並びに附則第3項を削る改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料について適用し、同日前の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

漁港の施設及び設備使用料等の算定に係る経費単価の見直し等に伴い、使用料及び占用

料の額を改定する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 16 号

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 7 年 1 月 28 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

熊本県道路占用料徴収条例（昭和 43 年熊本県条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表令第 7 条第 14 号に掲げる施設の項中「第 7 条第 14 号」の次に「及び第 15 号」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）等の一部改正を踏まえ、道路を占用する場合の占用料の額の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条（見出しを含む。）中「けい留」を「係留」に改める。

第14条中「き損」を「毀損」に改める。

別表第1中 「

円	銭
2	5
3	

」を 「

円	銭
2	7
5	

」に、「2円53

銭」を「2円75銭」に、「1円21銭」を「1円32銭」に、

5	1
1,	3310
2,	0130
3,	0140

7
0
0
0」を 「

5	6	1
1,	452	00
2,	200	00
3,	300	00

」に、「5円50銭」を「6円5銭」に、「1円38銭」

を「1円54銭」に、「

5,	038	00
462	00	
2,	000	00
770	0	
990		

」を「

5,	511	00
506	00	
2,	189	00
842	6	
107	8	

」に、「

円25銭」に、「

77	00
396	

」を「

88	00
429	

」に、「17円60銭」を「19

円」を「781円」に、「

396	
242	

」を「

429	
264	

」に、「715

円」を「781円」に、「

10,	450	00
22,	000	00
2,	750	00

」を「

11,	440	00
24,	079	00
3,	014	00

」に、

「

9,	900	00
11	77	
29	00	

」 「

10,	835	00
12	87	
31	68	

」

1 2	5 4
6	8 2
1 1	7 7
3 4 1	0 0
7 9 2	0 0
1 1, 0 0 0	0 0
7 1 5	0 0
1, 2 1 0	0 0
1, 6 8 3	0 0
8 8 0	0 0
1, 4 6 3	0 0
2, 0 4 6	0 0
7 1 5	0 0
7 1 5	0 0
9 6 8	0 0
2 8 6	0 0
3 5 2	0 0
7 7	0 0
9 9 0	
3 5 2	0 0

を

1 3	7 5
7	4 8
1 2	8 7
3 7 4	0 0
8 6 9	0 0
1 2, 0 3 4	0 0
7 8 1	0 0
1, 3 2 0	0 0
1, 8 3 7	0 0
9 6 8	0 0
1, 6 0 6	0 0
2, 2 4 4	0 0
7 8 1	0 0
7 8 1	0 0
1, 0 5 6	0 0
3 0 8	0 0
3 8 5	0 0
8 4	2 6
1 0	7 8
3 8 5	0 0

に、「1, 1 6 6 円」を「1,

2 7 6 円」に、

8 9 1	0 0
2, 0 7 9	0 0
9 9 0	0 0
6 2 3 4	

9 7 9	0 0
2, 2 7 7	0 0
1, 0 7 8	0 0
6 7 8 4	

に、

8 8	9 2
9	1 6
1 7	4 2

9 7	1 6
1 0	0 9
1 9	2 5

に、「6 8 0 0 0」を「

7 4 0	0 0
-------	-----

9 7 0	0 0
1 0 0	0 0
1 9 0	0 0

1, 0 6 0	0 0
1 1 0	0 0
2 1 0	0 0

8 8, 4 4 0	0 0
1 2 1, 4 4 0	0 0
1 4 5, 7 2 8	0 0

9 6, 7 7 8	0 0
1 3 2, 8 9 1	0 0
1 5 9, 4 6 7	0 0

に、「1 4 5, 7 2 8 円」

「2, 2

を「159, 467円」に、「4, 620円」を「5, 060円」に、

121, 4
154, 4
1, 6

0	0	0	0
4	0	0	0
4	0	0	0
5	0	0	0

を

2, 409	0	0
132, 891	0	0
169, 004	0	0
1, 804	0	0

に改める。

別表第3中

円	銭
85	00
165	00
340	00
55	00
60	00
60	00
80	00
140	00
735	00
440	00
1, 770	00
1, 065	00
135	00
400	00
1, 315	00
95	00
165	00
90	00

を

円	銭
90	00
175	00
360	00
60	00
65	00
65	00
85	00
150	00
775	00
465	00
1, 870	00
1, 125	00
145	00
425	00
1, 390	00
100	00
175	00
95	00

に改める。

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4条（見出しを含む。）及び第14条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表第1及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料について適用し、同日前の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

港湾の施設及び設備使用料等の算定に係る経費単価の見直し等に伴い、使用料及び占用

料の額を改定する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 18 号

熊本県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 7 年 1 月 28 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例

熊本県地方港湾審議会条例（昭和 49 年熊本県条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 3 条の 3 第 3 項（同条第 11 項において準用する場合を含む。）」を「第 3 条の 3 第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 19 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

熊本県知事 木村 敬

取得する財産の表示			取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	所在 地	面 積			
土地	八代市港町 308番1	194,275.79 平方メート ル	国土交通省	八代港臨海 用地	498,813,788 円

(提案理由)

八代港加賀島地区の国の港湾工事によって生じた土地を八代港臨海用地とするため、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 53 条の規定により港湾管理者である県が取得する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 20 号

令和 7 年度災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の経費に対する町負担金（地方財政法関係）について

令和 7 年度において熊本県が施行する災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業について、当該事業に要する経費のうち町が負担すべき金額（地方財政法関係）を次のとおり定めることとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

熊本県知事 木 村 敬

事 業 名	負担すべき金額
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業（人家の被害が半壊以上のうち大規模斜面以外の一般）	工事費の 10 分の 1 に相当する金額

（提案理由）

令和 7 年度において熊本県が施行する災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の一部を町に負担させるため、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 27 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 21 号

工事請負契約の変更について

令和元年11月熊本県議会定例会において議決された大切畠地区県営農地等災害復旧事業第1号工事請負契約のうち、契約金額「12,099,848,567円」を「13,565,549,657円」に変更することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

(提案理由)

工事内容の変更のため、契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 22 号

工事請負契約の変更について

令和4年12月熊本県議会定例会において議決された松原地区農村地域防災減災事業（湛防）第7号工事他合併請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和8年2月27日まで」を「契約締結の日の翌日から令和8年3月31日まで」に、契約金額「1,479,299,787円」を「1,745,907,906円」に変更することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

（提案理由）

工事内容の変更のため、工期及び契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 23 号

工事請負契約の変更について

令和6年11月熊本県議会定例会において議決された松原地区農村地域防災減災事業（湛防）第10号工事他合併請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和8年7月31日まで」を「契約締結の日の翌日から令和9年10月29日まで」に、契約金額「513,700,000円」を「515,348,381円」に変更することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

（提案理由）

工事内容の変更のため、工期及び契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 24 号

工事請負契約の締結について

鹿児島本線大野下・玉名間 169 k 352 m付近境川橋梁（仮称）新設工事について、
次のように請負契約を締結することとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

熊本県知事 木 村 敬

1 工 事 名 鹿児島本線大野下・玉名間 169 k 352 m付近境川橋梁（仮称）新設工事

2 工 事 内 容 ボックスカルバート工

3 工 事 場 所 玉名市中地内

4 工 期 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 契 約 金 額 670,114,000 円

6 契約の相手方 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目 25 番 21 号
九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 古宮洋二

7 契 約 の 方 法 隨意契約

（提案理由）

鹿児島本線大野下・玉名間 169 k 352 m付近境川橋梁（仮称）新設工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和 39 年熊本県条例第 30 号）第 2 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 25 号

工事請負契約の締結について

熊本工業高校実習棟（第四期）改築工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

1 工 事 名 熊本工業高校実習棟（第四期）改築工事

2 工 事 内 容 (1)実習棟の改築

木造一部鉄筋コンクリート造、平屋建て、延べ面積 1,597 平方メートル

(2)中央渡り廊下の増築

木造、地上2階建て、延べ面積 217 平方メートル

(3)その他渡り廊下の増築

鉄骨造、地上2階建て、建築面積 99 平方メートル

3 工 事 場 所 熊本市中央区上京塚町5番1号地内

4 工 期 契約締結の日の翌日から令和9年3月19日まで

5 契 約 金 額 842,600,000 円

6 契約の相手方 熊本市北区清水亀井町6番26号

新規・小竹特定建設工事共同企業体

代表者 新規建設株式会社 代表取締役 規工川祐紀

7 契 約 の 方 法 一般競争入札

(提案理由)

熊本工業高校実習棟（第四期）改築工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 26 号

工事請負契約の締結について

県庁行政棟新館・警察棟非常用発電設備改修工事他合併について、次のように請負契約を締結することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

1 工 事 名 県庁行政棟新館・警察棟非常用発電設備改修工事他合併

2 工 事 内 容 (1)非常用発電設備の更新

電圧 6,600 ボルト、定格出力 1,750 キロボルトア
ンペア

(2)オイルタンクの更新

容量 10,000 リットル

3 工 事 場 所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号地内

4 工 期 契約締結の日の翌日から令和9年2月26日まで

5 契 約 金 額 766,370,000 円

6 契 約 の 相 手 方 熊本市東区御領八丁目3番38号

白鷺電気・不二電気建設工事共同企業体

代表者 白鷺電気工業株式会社 代表取締役社長 沼田幸広

7 契 約 の 方 法 一般競争入札

(提案理由)

県庁行政棟新館・警察棟非常用発電設備改修工事他合併請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 27 号

工事請負契約の変更について

令和4年12月熊本県議会定例会において議決された国道266号地域連携推進改築（新大矢野トンネル）工事他合併請負契約のうち、契約金額「5,435,706,012円」を「5,802,021,456円」に変更することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

（提案理由）

工事内容の変更のため、契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 28 号

工事請負契約の変更について

令和4年12月熊本県議会定例会において議決された国道389号広域連携交付金（下田南4号トンネル）工事他合併請負契約のうち、契約金額「1,859,334,763円」を「1,923,968,710円」に変更することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

（提案理由）

工事内容の変更のため、契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 29 号

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条の規定により、令和8年度において当せん金付証票を次のとおり発売することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

発売総額 110億円以内

（提案理由）

当せん金付証票を発売するため、当せん金付証票法第4条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 30 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木村 敬

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県営有料駐車場	東京都千代田区神田神保町二丁目4番地	日本パーキンググループ 代表者 日本パーキング株式会社 代表取締役 玉井克彦	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
熊本県営第二有料駐車場			

(提案理由)

熊本県有料駐車場管理条例（昭和54年熊本県条例第52号）第8条第1項の規定に基づき、熊本県営有料駐車場及び熊本県営第二有料駐車場の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 31 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木村 敬

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県天草ビジターセンター	熊本市中央区帯山三丁目8番44号	共同企業体祐和會 代表者 株式会社 三勢 代表取締役 福原英喜	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

熊本県ビジターセンターライン（平成6年熊本県条例第41号）第8条第1項の規定に基づき、熊本県天草ビジターセンターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 32 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木村 敬

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本産業展示場	熊本市中央区山崎 町30番地	熊本産業文化振興 株式会社 代表取締役 田嶋 明彦	令和8年4月1日か ら令和13年3月3 1日まで

(提案理由)

熊本産業展示場条例(平成8年熊本県条例第65号)第11条第1項の規定に基づき、
熊本産業展示場の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)
第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 33 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木村 敬

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設	阿蘇郡南阿蘇村久石2807番地	みなみあそ観光局 ・あそ望の郷共同体 代表者 一般社団法人みなみあそ観光局 代表理事 丸野健一郎	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(提案理由)

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例（令和4年熊本県条例第38号）第13条第1項の規定に基づき、熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 34 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木村 敬

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県民総合運動公園	熊本市東区平山町 2776番地	熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ 代表者 一般財団法人熊本県スポーツ振興事業団 理事長 寺野慎吾	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(提案理由)

熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）第16条第1項の規定に基づき、熊本県民総合運動公園の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 35 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木村 敬

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県営八代運動公園	熊本市東区平山町 2776番地	熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ 代表者 一般財団法人熊本県スポーツ振興事業団 理事長 寺野慎吾	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(提案理由)

熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）第16条第1項の規定に基づき、熊本県営八代運動公園の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 36 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木村 敬

施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名称及び代表者	
藤崎台県営野球場	熊本市東区平山町 2776番地	熊本県スポーツ振 興事業団・ミズノ グループ 代表者 一般財団 法人熊本県スポー ツ振興事業団 理 事長 寺野慎吾	令和8年4月1日か ら令和13年3月3 1日まで

(提案理由)

藤崎台県営野球場条例（昭和35年熊本県条例第36号）第10条第1項の規定に基づき、藤崎台県営野球場の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 37 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木村 敬

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本武道館	熊本市中央区水前寺五丁目23番2号熊本武道館内	公益財団法人熊本県武道振興会 理事長 河津修司	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(提案理由)

熊本武道館条例（昭和46年熊本県条例第62号）第10条第1項の規定に基づき、熊本武道館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 38 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木村 敬

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県立総合体育館	熊本市東区平山町 2776番地	熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ 代表者 一般財団法人熊本県スポーツ振興事業団 理事長 寺野慎吾	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(提案理由)

熊本県立総合体育館条例（昭和57年熊本県条例第33号）第10条第1項の規定に基づき、熊本県立総合体育館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 39 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木村 敬

施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県総合射撃場	熊本市東区平山町 2776番地	熊本県スポーツ振 興事業団・ミズノ グループ 代表者 一般財団 法人熊本県スポー ツ振興事業団 理 事長 寺野慎吾	令和8年4月1日か ら令和13年3月3 1日まで

(提案理由)

熊本県総合射撃場条例（平成10年熊本県条例第26号）第10条第1項の規定に基づき、熊本県総合射撃場の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 40 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 20 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年11月10日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年5月6日 一般県道北外輪山大津線 阿蘇市車帰地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	62,984円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 41 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 21 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年11月10日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年5月23日 一般国道219号 球磨郡球磨村大字神瀬地 内 落石	個 人 (車両所有者)	126,640円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 42 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 22 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年11月10日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年6月11日 一般県道益城菊陽線 上益城郡益城町大字宮園 地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	3,974円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 43 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 23 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年11月10日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年6月15日 一般国道442号 阿蘇郡南小国町大字満願 寺地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	9,185円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 44 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 24 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年11月10日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和7年6月16日 主要地方道熊本益城大津 線 上益城郡益城町大字小谷 地内 穴ぼこ	個人 (車両所有者)	3,300円	当事者双方は、 今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

第 45 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 25 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年11月10日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年6月16日 一般国道443号 菊池郡大津町大字下町地 内 落枝	個 人 (車両所有者)	188,386円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 46 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 26 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年11月10日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和7年6月19日 主要地方道人吉水俣線 球磨郡球磨村大字三ヶ浦 地内 落石	個人 (車両所有者)	4,675円	当事者双方は、 今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

第 47 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 27 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年11月10日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年7月25日 一般国道325号 菊池郡大津町大字室地内 落枝	個 人 (車両所有者)	126,000円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 48 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 17 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年10月17日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
発 生 場 所			
事 故 の 原 因			
令和7年7月18日 天草市本渡町地内 落枝	個人 (車両所有者)	336,194円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。
	個人 (車両所有者)	323,188円	

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 31 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年11月17日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
令和7年5月21日 球磨郡あさぎり町免田西 地内	個人 (所有者) カーポート	96,800円	当事者双方は、 今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 30 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年11月17日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
令和7年8月13日 上天草市松島町合津地内	上天草市 (車両所有者) 軽乗用車	114,169円	当事者双方は、 今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事
件について、次のとおり報告する。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 19 号

工事請負契約の変更について

令和5年2月熊本県議会定例会において議決された竜北地区農村地域防災減災事業（湛
防）第18号工事他合併請負契約のうち、契約金額「1,211,694,924円」を
「1,258,549,512円」に変更することとする。

令和7年10月31日専決

熊本県知事 木 村 敬

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事
件について、次のとおり報告する。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 18 号

工事請負契約の変更について

令和7年2月熊本県議会定例会において議決された津口・芝口一期地区水利施設等保全
高度化事業第4号工事請負契約のうち、契約金額「1,302,042,236円」を
「1,302,120,160円」に変更することとする。

令和7年10月31日専決

熊本県知事 木 村 敬

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事
件について、次のとおり報告する。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 29 号

工事請負契約の変更について

令和5年6月熊本県議会定例会において議決された菊池川改修附帯菰田橋架替工事（上
部工）請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和8年2月28日まで」を「契
約締結の日の翌日から令和8年3月31日まで」に変更することとする。

令和7年11月13日専決

熊本県知事 木 村 敬

報告第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 28 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年11月13日専決

熊本県知事 木 村 敬

番号	発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和7年5月8日 熊本市中央区帯山地内	個 人 (車両所有者) 普通乗用車	1,897,638円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
		個 人 (車両同乗者)	113,530円	
2	令和7年6月15日 熊本市中央区黒髪地内	個 人 (車両所有者) 普通乗用車	26,730円	
3	令和7年7月8日 熊本市東区保田窪地内	ひご・スマイル 株式会社 (所有者) 縁石	60,000円	
4	令和7年7月16日 荒尾市大島地内	個 人 (車両所有者) 普通乗用車	112,190円	

発行者：熊本県
所屬：財政課
発行年度：令和7年度